

諮問日：令和6年4月8日（令和6年度（最情）諮問第2号）

答申日：令和6年10月24日（令和6年度（最情）答申第8号）

件名：旧姓使用を認められている裁判官の人事情報が最高裁判所裁判官会議議事録に掲載される場合、裁判官の姓として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

旧姓使用を認められている裁判官の人事情報が最高裁判所裁判官会議議事録に掲載される場合、裁判官の姓として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年1月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書を作成する定めはなく、実際の事務においては平成29年7月3日付け最高裁人能第535号事務総長通達「裁判所職員の旧姓使用について」（以下「旧姓使用通達」という。）を参考にしながら運用しているところ、当該運用に関して本件開示申出文書を作成する必要もないことから、同文書は作成していない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索

したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年4月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年9月20日 審議
- ④ 同年10月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 裁判所においては、旧姓使用通達により、旧姓使用により事務処理上の支障が生じる一定の場合を除き、全ての文書について旧姓使用が認められている（令和5年度（最情）答申第7号参照）。

最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない理由について、本件開示申出文書を作成する定めはなく、実際の事務においては旧姓使用通達を参考にしながら運用しているところ、運用に関して本件開示申出文書を作成する必要もないと説明しているが、人事情報としての裁判官の姓に関して旧姓と戸籍姓のいずれを記載するかについても、旧姓使用通達を参考にしながら、当該事務に関する特別の文書を作成することなく運用することは可能であると考えられ、上記最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえない。また、その他に最高裁判所が本件開示申出文書を保有している事実をうかがわせる事情もない。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕